官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商業登記規則の一部を改正する省令（法務一〇）　二
○日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令（文部科学六）　三
○海難審判法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一七）　三
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務六七）　四
○フィジー共和国におけるプラスチック・バリューチェーンにおける循環型経済及び資源効率性推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件（外務一一〇）　五
○円借款の供与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一一）　五
○精米施設における機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一二）　五
○コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同一一三）　五
○モンゴル国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一四）　五
○イラン・イスラム共和国におけるオルミエ湖その他の湿地及び周辺地域における湿地保全体制整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同一一五）　六
○バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びノアカリ県におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための女性・平和・安全保障アジェンダ推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件（同一一六）　六
○ベネズエラ・ボリバル共和国における予防接種拡大プログラムに向けたコールド・チェーン整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同一一七）　七
○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の一部を改正する件（厚生労働・国土交通一）　七
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件（防衛五一）　七
○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定により、対象施設の管理者を指定した告示の一部を改正する件（同五二～五五）　七
〔国会事項〕
内閣　七
〔人事異動〕
内閣　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　八
法　務
公証人任免（法務省）　八
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（近畿運輸局最低賃金公示二、神戸運輸監理部同二）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
渡良瀬川中央土地改良区連合役員の退任及び就任関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　九

省　令

○法務省令第十号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日

法務大臣　鈴木　馨祐

商業登記規則の一部を改正する省令

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　［略］	第二章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第五節　株式会社の登記（第六十一条―第八十一条の二）	第五節　株式会社の登記（第六十一条―第八十一条）
［第六節～第十節　略］	［第六節～第十節　同上］
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
附則	附則
（印鑑の提出等）	（印鑑の提出等）
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
［2～11　略］	［2～11　同上］
12　法第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記の申請があつたときは、旧所在地を管轄する登記所は、法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、当該登記の申請人に関する印鑑記録（次条第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録を除く。次項において同じ。）を新所在地を管轄する登記所に移送しなければならない。	12　法第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記を申請する場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。
13　新所在地を管轄する登記所が前項の規定による移送を受けたときは、新所在地を管轄する登記所に同項の印鑑記録に係る印鑑の提出があつたものとみなす。ただし、当該登記所において、法第二十四条の規定により同項の登記の申請を却下すべき場合は、この限りでない。	13　旧所在地を管轄する登記所においては、法第五十二条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）に規定する場合を除き、遅滞なく、前項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。
14　［略］	14　［同上］

改正後	改正前
（帳簿等）	（帳簿等）
第三十四条　［略］	**第三十四条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。	4　次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　受付帳　受付の年の翌年から十年間	三　受付帳　当該年度の翌年から十年間
［四～二十八　略］	［四～二十八　同上］
5　［略］	5　［同上］
（本店移転の登記）	（本店移転の登記）
第六十五条　法第五十二条第二項の規定による申請書及びその添付書面の送付は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによつてするものとし、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手又は第九条の四第五項に規定する証票を提出したときは、当該取扱いとしなければならない。	**第六十五条**　法第五十二条第二項の規定による申請書及びその添付書面の送付並びに第九条第十三項の規定による印鑑の送付は、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによつてするものとし、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手又は第九条の四第五項に規定する証票を提出したときは、当該取扱いとしなければならない。
［2・3　略］	［2・3　同上］
（準用規定）	（準用規定）
第八十九条　第六十五条第一項及び第三項、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。この場合において、第八十条第一項第二号中「組織変更」とあるのは、「持分会社の種類の変更、組織変更」と読み替えるものとする。	**第八十九条**　第六十五条第一項及び第三項、第七十一条、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。この場合において、第八十条第一項第二号中「組織変更」とあるのは、「持分会社の種類の変更、組織変更」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月二十一日から施行する。

（経過措置）

2　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第五十一条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の登記の申請書がこの省令の施行の日前に旧所在地を管轄する登記所に提出された場合の新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出及び当該印鑑に関する事務に関しては、この省令による改正後の商業登記規則第九条第十二項及び第十三項並びに第六十五条第一項（他の規定において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○文部科学省令第六号

日本私立学校振興・共済事業団法施行令（平成九年政令第三百五十四号）第二条第一項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日　文部科学大臣　阿部　俊子

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則の一部を改正する省令

日本私立学校振興・共済事業団法施行規則（平成九年文部省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十四条　令第二条第一項の文部科学省令で定める各種学校の課程は、機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量、経理又は日本語に関する各種学校の課程（日本語に関するものにあっては、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第二条第一項の認定を受けた各種学校が実施する同法第一条に規定する日本語教育課程に限る。）及び診療放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭又は保育士の養成を行う各種学校の課程であって、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。 一～三　［略］ 四　その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること（日本語に関するものに係る授業にあっては、その授業の始期及び終期が明確に定められていること。）。 五・六　［略］	**第十四条**　令第二条第一項の文部科学省令で定める各種学校の課程は、機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量又は経理に関する各種学校の課程及び診療放射線技師、臨床検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、調理師、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭又は保育士の養成を行う各種学校の課程であって、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。 一～三　［同上］ 四　その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていること。 五・六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十七号

海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、海難審判法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十四日　国土交通大臣　中野　洋昌

海難審判法施行規則の一部を改正する省令

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九十五条　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給し、その額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二の一の表の区分に応じ、それぞれ同表の職務の級が十級以下の者の欄に定める額と現に支払つた額を比較し、いずれか少ない額とする。	**第九十五条**　法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給し、その額は、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合については一夜当たり八千七百円、同表に定める乙地方である場合については一夜当たり七千八百円とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前の日に係る宿泊料の額については、なお従前の例による。

告　示

国会事項

衆議院

議案提出

三月十九日議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志外十名提出）

議案撤回申出

三月十九日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志外九名提出、第二百十六回国会衆法第一〇号）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（青柳仁士外一名提出）

質問書提出

三月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日朝交渉記録が「存在しない」経緯に関する再質問主意書（島田洋一提出）

議事日程

三月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第九号

令和七年三月二十一日（金曜日）

午後零時十分開議

第一　地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

第二　放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

第三　土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　棚田地域振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

第五　山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

第六　大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

参　議　院

議案受領（予備審査）

三月十九日衆議院から次の議案が送付された。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出）（衆第一七号）

棚田地域振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第一九号）

山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第二〇号）

政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志外十名提出）（衆第二一号）

質問主意書転送

三月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

日本におけるエチオピア人難民の保護の現状に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第五五号）

軌道法に関する質問主意書（柴田巧提出）（第五六号）

公的年金シミュレーターにはマクロ経済スライドが反映されておらず実際にもらう年金よりも高い金額が表示される可能性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第五七号）

指定宗教法人並びにその信者の信教の自由、法の下の平等、適正手続保障及び財産権の侵害に関する質問主意書（浜田聡提出）（第五八号）

人事異動

内　　閣

衆議院議員　　鈴木　貴子

ナミビア国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は令和七年四月四日までとする（三月十八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、チュニジアの独立記念日につき、三月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、ナミビアの独立記念日につき、三月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

法　　務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人岡田信は願により公証人を免ぜられた。

大藏和男は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人岡田信の後任を命ぜられた。（以上三月十二日）（法務省）

労　　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年３月24日

近畿運輸局長　岩城　宏幸

１．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「261,500円」を「271,500円」に、「245,050円」を「255,050円」に、「202,750円」を「212,750円」に、「193,450円」を「203,450円」に改める。

２．近畿海上旅客運送業最低賃金第４項中「255,700円」を「264,800円」に、「194,300円」を「203,400円」に改める。

３．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「209,500円」を「220,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年４月23日から効力を生ずる。

神戸運輸監理部最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）及び神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年３月24日

神戸運輸監理部長　臼井　謙彰

１．神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「260,650円」を「269,650円」に、「244,200円」を「253,200円」に、「202,100円」を「211,100円」に、「192,800円」を「201,800円」に改める。

２．神戸海上旅客運送業最低賃金第４項中「255,800円」を「264,800円」に、「194,350円」を「203,400円」に改める。

３．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「215,600円」を「225,600円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年４月23日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３００１号

群馬県伊勢崎市三和町2718番地３

清算株式会社　株式会社ＰＱＲ

代表清算人　堀川　　悟

1　決定年月日　令和７年３月10日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

前橋地方裁判所民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２００３号

青森県むつ市柳町１丁目６番32号

清算株式会社　アックス・グリーン・サービス株式会社

1　決定年月日　令和７年３月11日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

青森地方裁判所第２民事部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月十七日
掲載頁　七十九頁（号外第五十三号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月十四日
掲載頁　二頁
令和七年三月二十四日
東京都目黒区大橋二丁目二四番三号
（甲）ネミー株式会社
代表取締役　根上　幸久
北九州市八幡西区皇后崎町一〇番三号
（乙）日本環境エネルギー株式会社
代表取締役　根上　幸久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十月十八日
掲載頁　五十二頁（号外第二四三号）
（乙）https://www.yline.jp/
令和七年三月二十四日
東京都渋谷区渋谷二丁目一二番一九号
（甲）株式会社ｉｍｐａｃｔ　ｃｏｎｎｅｃｔ　代表取締役　赤田　卓也
神奈川県川崎市川崎区日進町二二―二ベルメゾンヒカリ二〇二号室
（乙）株式会社Ｙ　Ｌｉｎｅ　代表取締役　吉田　篤史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月十七日
掲載頁　十二頁
令和七年三月二十四日
大阪市中央区森ノ宮中央一丁目一四番一号
（甲）株式会社ブレイクスルー
代表取締役　梅村　忠幸
大阪市中央区森ノ宮中央一丁目一四番一号
（乙）株式会社ビューティフルライフ・ナビ
代表取締役　梅村　忠幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に決済関連事業に関する権利義務を承継させて乙はそれを承継することにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年二月七日
掲載頁　五頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月十八日
掲載頁　一一四頁（号外第一四六号）
旧商号　ネットムーブ株式会社
令和七年三月二十四日
東京都品川区上大崎三丁目一番一号
（甲）株式会社ＵＳＥＮ
代表取締役社長　貴舩　靖彦
東京都千代田区六番町六番地
（乙）株式会社ＵＳＥＮ　ＦｉｎＴｅｃｈ
代表取締役社長　馬淵　将平

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年三月二十四日
名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号　（甲）尾張トレーディング合同会社
代表社員　伊藤　学
東京都東村山市萩山町三丁目三一番地五六―一一四号
（乙）合同会社ＥＳＧパラドックス
代表社員　小口　裕太

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年九月二十七日
掲載頁　三頁
令和七年三月二十四日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
（甲）株式会社アーバネットコーポレーション　代表取締役　田中　敦
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
（乙）株式会社エムランド
代表取締役　猪野　晃史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙のインバータ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。ただし、乙及びニデックエレシス株式会社の間で令和七年二月八日付で締結した合併契約の定めに従い、令和七年四月一日に吸収合併の効力が発生することを条件としております。

効力発生日は令和七年五月一日であり、両社の取締役会の承認決議は令和七年三月八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十一日

掲載頁　一六〇頁（号外第一四九号）

令和七年三月二十四日

京都府京都市南区久世殿城町三三八番地

（甲）ニデック株式会社

代表取締役　岸田　光哉

愛知県小牧市大草年上坂六三六八番地

（乙）ニデックモビリティ株式会社

代表取締役　和田　克弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＮＥＰＴＵＮＥとし、効力発生日は令和七年五月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

札幌市西区西野七条十丁目一一番一〇号

合同会社ＮＥＰＴＵＮＥ

代表社員　岡　康子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社田町ビルとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

福島県いわき市平字田町二九番地

合同会社田町ビル

代表社員　鷲　弘樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

埼玉県和光市南一丁目一一番七六号第二福寿ビル一〇一号室

スターライフケア合同会社

代表社員　小林　俊哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

東京都渋谷区神泉町五番八号

合同会社Ｌａ　Ｍｅｒ

代表社員　橋口　拓真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は宇視科技株式会社とします。

効力発生日は令和七年四月三十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年三月十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

東京都北区浮間三丁目二一―一四リエス北赤羽一〇五号室

宇視科技合同会社

代表社員　チン・リョウビン

令和七年三月二十四日

福島県いわき市平字田町二九番地

合同会社田町ビル

代表社員　鷲　弘樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

埼玉県川越市霞ケ関東一丁目四番二五号

ＤＰ合同会社

代表社員　カン・スアン・ズォン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

東京都北区赤羽一丁目五一番一〇号

合同会社Ｌａ　Ｍｅｒ

代表社員　橋口　拓真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号アークヒルズ・フロントタワーＩｎＣｏｎｔｒｏｌ内

Ｙｏｐａｚ　Ｊａｐａｎ合同会社

代表社員　ヨパーズ・カンパニー・リミテッド

職務執行者　グエン・ヴィエット・ハイ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

横浜市磯子区杉田二丁目二番一四号Ｋパレスベガ

合同会社Ｓ・Ｔ・ｓ

代表社員　岩城　圭佑

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年四月二十五日であり、組織変更後の商号はリベリアン株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町九丁目三五―七てらじまハイツ一〇四

合同会社Ｌｉｂｅｌｉｅｎ

代表社員　篠崎花菜子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は宸鴻物産株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

静岡県沼津市三園町一一番四号真野ビル一〇一

宸鴻物産合同会社

代表社員　陳　得　宝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年四月二十九日であり、組織変更後の商号は株式会社ＫＡＩＰとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

愛知県知立市栄一丁目六番地エムズシティ知立ザ・タワー二〇〇五号

合同会社ＫＡＩＰ

代表社員　甲斐　富夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

京都府舞鶴市倉谷九五八―五

合同会社エックスジー

代表社員　福岡　広充

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

大阪府箕面市桜ケ丘一丁目一一番一号

スタイルアクセス合同会社

代表社員　伊藤ひろみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

福岡市南区塩原三丁目二二番一七―四〇三号

Ｔｏｋｉｔｏ．ｉｎｔ合同会社

代表社員　時任　弘章

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年八月二十三日

掲載頁　七十三頁（号外第一九七号）

令和七年三月二十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

Ｃａｒｂｏｎ　ＥＸ株式会社

代表取締役　西和田浩平

代表取締役　竹田　峻輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億千八百四十六万八千二百五十円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.yasue.co.jp/

令和七年三月二十四日

名古屋市中区栄二丁目二番二三号

株式会社安江工務店

代表取締役　山本　賢治

資本金の額の減少公告

当社は、社員の退任により資本金の額を五十万円減少し、百五十万円とすることにいたしました。

また、今回の退任に伴う持分払戻額五十万円のうち、会社法第六三五条に定める剰余金額を超える額は五十万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十四日

熊本市東区江津二丁目七番一八号

合同会社Ｇｒｏｗｉｎｇ－Ｕｐ

代表社員　角心　貴子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億三三六万九六二五円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月二十四日

石川県小松市幸町一丁目七八番地

ＳＭＺ株式会社

代表取締役　清水　茂博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九十億円、資本準備金の額を五億五千八百七十二万九千九百三十七円減少し、それぞれ十八億七千万円、百四億五千百八十七万九千七百十八円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年四月二十八日であり、株主総会の決議は、令和七年三月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月十一日

掲載頁　二頁

令和七年三月二十四日

埼玉県上尾市中妻三丁目一番地の一

ブリヂストンサイクル株式会社

代表取締役　上田　達也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億五千円、資本準備金の額を十四億九千九百九十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年三月二十四日

大阪市西区西本町一丁目二番四号

サイエンテックス・クリード・ジャパン

株式会社　代表取締役　宗吉　敏彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十四日

千葉県船橋市市場一丁目八番一号

株式会社尾崎海苔店

代表取締役　尾﨑　至邦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年三月二十四日

三重県度会郡玉城町長更三九〇番地

吉田産業株式会社

代表取締役　吉田　尚由

出資一口の金額の減少公告

当組合は、出資一口の金額を八千円から七千円に減少することにいたしました。

総会の決議は令和七年一月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年三月二十四日

秋田県仙北市角館町白岩上西野一二三番地

角館町白岩生産森林組合

理事　佐々木清美

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億七千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月十七日

掲載頁　六十七頁（号外第九号）

令和七年三月二十四日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

Ｄｉｏｎｙｓｕｓ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五十三億五千九百二十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://koukoku.silsphere.jp/?id=141133

令和七年三月二十四日

東京都千代田区平河町一丁目六番一五号シルスフィア会計事務所内

千葉稲毛特定目的会社

取締役　稲葉　孝史

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十五日

掲載頁　九十三頁（号外第二六七号）

令和七年三月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイ・ユー・ピー・ホールディング特定目的会社　取締役　北川　久芳

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先出資五十九億九百万口を五十七億七千九百万口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年四月二十五日までに当社にご提出下さい。

令和七年三月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイ・ユー・ピー・ホールディング特定目的会社　取締役　北川　久芳

訂正公告

令和七年三月十八日掲載の株式会社ハイブアイキューに係る基準日設定につき通知公告中、商号に「株式会社ハイブアキュー」とあるは「株式会社ハイブアイキュー」の誤りにつき訂正します。

令和七年三月二十四日

扱　店

訂正公告

令和六年九月十一日（号外第二一二号）掲載の大分県教育委員会に係る教育職員免許状取上げ処分公告中、「教育職員免許法第11条第１項第２号」とあるは、「教育職員免許法第11条第１項」の誤りにつき訂正します。

令和七年三月二十四日

大分県教育委員会

正　　誤

令和六年十二月二十日（号外第二百九十五号）公布財務省令第七十号（国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一一ページ改正後欄一四行目から一七行目までは次のとおりの誤り。

［削る］

同ページ改正後欄終りから一一行目の次に次を加える。

2　法第七条第一項に規定する必要な資料の種類は、別表第六のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第四項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

同ページ改正前欄終りから四行目の次に次を加える。

［新設］

二八ページ改正後欄一行目の前に次を加える。

［削る］

同ページ改正前欄一行目の前に次を加える。

別表第三

第一　第七条第一項第一号に規定する旅費請求書に添附すべき資料

一　法第三十二条第一号、第二号若しくは第三号に規定する運賃、法第三十三条第一号若しくは第二号に規定する運賃又は法第三十四条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料
二　法第十七条第一項第四号に規定する寝台料金、法第三十二条第四号に規定する運賃若しくは同条第五号に規定する急行料金若しくは寝台料金、法第三十三条第三号に規定する運賃若しくは同条第四号に規定する寝台料金又は法第三十四条第一項第四号に規定する運賃	公務上の必要を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
三　法第十八条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る資料
四　法第十九条第一項但書に規定する車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
五　法第三十四条第二項に規定する車賃	その支払を証明するに足る資料
六　法第二十八条第一項第二号（法第四十三条において準用する場合を含む。）に規定する鉄道賃、船賃又は車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料及びその支払を証明するに足る資料
七　法第二十条第二項（法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による宿泊の場合における日当又は法第二十一条第二項（法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料
八　法第二十二条又は法第三十五条第三項に規定する食卓料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料
九　法第二十三条又は法第三十六条に規定する移転料	職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する資料の外、法第二十三条第三項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可を証明するに足る資料、法第三十六条第三項の規定に該当する場合には、その移転の許可を証明するに足る資料
十　法第三十九条の二に規定する旅費	その支払を証明するに足る資料
十一　法第二十五条又は法第三十八条に規定する扶養親族移転料	扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する資料の外、第三十八条第一項第二号の規定に該当する場合には、その移転の許可を証明するに足る資料
十二　法第二十九条又は法第四十四条に規定する旅費	外国在勤地において又は旅行中に退職等となつたこと、退職等の事由、退職等を知つた日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する資料
十三　法第三十条第四項又は法第四十五条に規定する旅費	職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する資料
十四　法第四十七条第一項に規定する旅費	法の規定に該当することを証明する資料
十五　外国旅行の旅費	前各号に掲げるものの外、毎日の行程、宿泊地名及び宿泊施設名、搭乗した列車、船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載又は記録した旅行日記

第二　第七条第一項第二号に規定する旅費請求書に添附すべき資料

一　法第二十七条第二号（法第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する資料
二　法第二十七条第三号（法第四十二条において準用する場合を含む。）に規定する船賃、車賃	第一の六に掲げる資料

第三　第七条第一項第三号に規定する旅費請求書に添附すべき資料

法第四十一条の規定による協議の内容を確認するに足る資料の写

第四　第七条第一項第四号に規定する旅費請求書に添附すべき資料

職員又は配偶者の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する資料

第五　第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料

損失額、旅行命令等の取消又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する資料

第六　第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料

交通機関の事故又は天災その他財務大臣が定める事情により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する資料

六三ページ改正前欄二行目から六五ページ改正前欄六行目までは次のとおりの誤り。

［新設］